

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)

**社長！社長！**

**御社の従業員のためそして会社のために、御社の 60 歳代の賃金設計を、真剣に考えた方がよいです。**

A社の従業員花子さん（仮の名前）は昭和 28 年（1953 年）8 月生まれで、昨年の平成 25 年 8 月 31 日に退職をしました。次の日の 9 月 1 日に再雇用されました。

賃金は、平成 24 年 9 月から 12 カ月間 34 万円で、平成 25 年 9 月からは 20 万円になりました。

一般に、昭和 28 年 8 月生まれの女性の年金の支給のパターンは、以下のようになっております。

特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
60 歳	定額部分
	老齢基礎年金

64 歳 65 歳

つまり、60 歳からは、厚生年金から特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

64 歳になりますと、その額に定額部分が加算されます。

65 歳になりますと、厚生年金から老齢厚生年金、国民年金から老齢基礎年金が支給されます。

花子さんの平成 26 年 4 月に年金事務所が作成した文章を解析しますと、昨年の平成 25 年 8 月に 60 歳になりましたので、特別支給の老齢厚生年金の受給権が獲得されました。その額は年間で 682,600 円（月額 5 万 7,000 円）でしたが、支給停止が 369,300 円（月額 3 万円）となっていて、実際の花子さんがもらえる年金額は、年額 313,300 円（月約 2 万 7,000 円）しか支給されないことがわかりました。

60 歳から給料が 20 万円になり、その上に本来は、月額の年金額が 5 万 7,000 円もらえるのに、なぜ 2 万 7,000 円しかもらえないかの理由をこれから述べます。

年金は、60 歳以上で、老齢厚生年金を受給しながら在職して、厚生年金に加入していると、在職老齢年金制度が適用されます。つまり、以下の公式が適用されます。

$$\text{年金支給額} = \text{年間の年金支給総額} - (\text{総報酬年額} + \text{年間の年金支給総額} - 28 \text{ 万} \times 12) \times \frac{1}{2}$$

平成 26 年 4 月前 1 年間のボーナスを見ます。花子さんは、平成 25 年 5 月から平成 26 年 4 月までに、1 回だけボーナスの支給がありました。平成 25 年 6 月に 101 万 6,000 円でした。

$$\begin{aligned} \text{総報酬年額} &= 20 \text{ 万円} \times 12 \text{ 月分} + 101 \text{ 万} 6,000 \text{ 円} \\ &= 240 \text{ 万円} + 101 \text{ 万} 6,000 \text{ 円} \\ &= 341 \text{ 万} 6,000 \text{ 円} \text{ となります。} \end{aligned}$$

$$\text{年金支給額} = 682,600 \text{ 円} - (341 \text{ 万} 6,000 \text{ 円} + 682,600 \text{ 円} - 336 \text{ 万円}) \times \frac{1}{2}$$

$$\text{年金支給額} = 682,600 \text{円} - 78 \text{万} 8,600 \text{円} \times \frac{1}{2}$$

$$= 682,600 \text{円} - 36 \text{万} 9,300 \text{円} \text{となります。}$$

つまり、369,300円（月額3万円）が支給停止になりました。

花子さんは、平成25年9月から平成26年5月までの9か月×3万円=27万円も損をしたこととなります。

では、この減額を回避するにはどうすればよいかという問題が出てきます。

答えは簡単です。それも2通りあります

一つ目の方法は、

花子さんの会社は、花子さんに対して、平成25年6月にボーナスとして101万6,000円を支給しました。会社としては、平成25年8月31日に退職するからということで支給を考えたのでしょう。ちなみに過去のボーナスに支給日時と額を言いますと、

平成21年 11月 32万円

平成22年 7月 15万円

平成22年 11月 10万円

平成25年 6月 101万6,000円になっておりました。

ここで、6月のボーナス全額101万6,000円を退職金に上乗せしたらどうでしょうか。

そうすると、総報酬年額=20万円×12月分+0円

$$= 240 \text{万円} \text{となります。}$$

$$\text{年金支給額} = 682,600 \text{円} - (240 \text{万円} + 682,600 \text{円} - 336 \text{万円}) \times \frac{1}{2}$$

$$= 682,600 \text{円} - (308 \text{万} 2,600 \text{円} - 336 \text{万円}) \times \frac{1}{2}$$

下線部分は、マイナスになりますので、減額はないということになって、厚生年金から年金の全額の682,600円（月額5万7,000円）が支給されます。

二つ目の方法は、

花子さんの会社は、年金からの減額を0円にして、花子さんに対して、平成25年6月にボーナスとして最大限どれだけ支給するかを考えるやり方があります。

総報酬年額+年間の年金支給総額-28万×12を0以下にすればよいことになります。

ボーナスの支給額をxにします。

$$20 \text{万円} \times 12 + x + 682,600 \text{円} - 28 \text{万円} \times 12 \leq 0 \text{ を解きます。}$$

$$x \leq 28 \text{万円} \times 12 - 682,600 \text{円} - 20 \text{万} \times 12$$

$$x \leq 96 \text{万円} - 682,600 \text{円}$$

$$x \leq 27 \text{万} 7,400 \text{円}$$

つまり、最大限27万7,400円のボーナスを支給すれば、年金の支給停止は起こりません。

一方で、101万6,000円-27万7,400円=73万8,600円を退職金に上乗せすればよいと思います。

最後に、上記の全ての場合に60歳から65歳まで高年齢雇用継続給付金の支給が適用されます。

$\frac{20 \text{万円}}{34 \text{万円}} \leq 60\%$  ですので、高年齢給付金20万円×15%=月額3万円となりますが、年金と高年齢が

支給されますので、20万円の6%つまり月額1万2,000円の減額があります。

最終的には、年金以外に月額1万8,000円（3万円-1万2,000円）が花子さんに支給されます。